

離婚にあたって・・・

離婚手続き

離婚

日本における離婚の種別には、①協議離婚、②調停離婚、③審判離婚、④和解離婚、⑤承諾離婚、⑥判決離婚の6種類があります。

このうち②～⑥の離婚は、すべて裁判所において決められる離婚ですが、①の協議離婚だけは、夫婦の話し合いだけで成立します。わが国の離婚の約90%が、協議離婚によるものといわれています。協議に次いで多いのが調停離婚です。

こどものいる夫婦の協議離婚について、話し合いの中でどのようなことを取り決めておかなければならないのか、決められたことを口約束で終わらせないためにどうしたらよいかなど様々な問題があります。

離婚のときに取り決めておくこと

- ・親権者（離婚届には未成年者の親権をどちらにするか記載する欄があります。）
- ・養育費・面接交渉権・財産分与・年金分割などがあげられます。

◆協議離婚

夫婦2人で話し合い、お互いに離婚に合意できれば市町村に「離婚届」を提出。

必要な書類→「離婚届」

本籍地以外の市町村に届け出る場合は、戸籍謄本が必要です。

◆調停離婚

協議しても話し合いがまとまらない場合に、家庭裁判所に調停の申し立てを行います。

調停離婚は、調停委員が当事者双方の事情を聴取し、調停案を提示して話し合いを進め、双方の合意を目指すものです。

離婚調停が成立→「調停調書」「離婚届」を市町村に提出。

本籍地以外の市町村に届け出る場合は、戸籍謄本が必要です。

〔申し立てる家庭裁判所は〕

原則、相手側の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てます。

あるいは夫婦の合意した家庭裁判所でも可。

必要なもの

- ・申立書（家庭裁判所の定型の申立書）・添付書類（戸籍謄本など）
- ・郵便切手 ・手数料（収入印紙）

前橋家庭裁判所 （前橋市大手町三丁目1-34） ☎027-231-4275

家庭裁判所の利用方法

家庭裁判所では、夫婦、親子、親族などに関するいろいろな家庭内の問題で、申し立てのあった家事事件について、調停や審判による解決を図っています。

- ・ **夫婦関係調整**→離婚、財産分与、慰謝料、親権者について話し合う。
- ・ **養育費請求**→養育費を請求する（離婚成立後も可。ただしこどもが20歳まで。）
- 調・ **慰謝料**→離婚に伴う慰謝料について話し合う（離婚後3年以内）
- 停・ **親権者の変更**→離婚時に定めた親権者から、もう一方の親に変更する。
- ・ **面会交渉権**→離婚後のこどもとの面会、交流について話し合う。
- ・ **財産分与**→離婚に伴う財産分与について話し合う。（離婚後2年以内）

- 審・ **こどもの氏の変更**→両親の離婚後に、こどもの「氏（子の戸籍）」を変更する。
- 判・ **失踪宣告**→生死不明の者に対し、法律上死亡したものとみなす効果を生じさせる制度。

履行勧告→家庭裁判所で決まった事項を相手方に実行させる。

養育費

◆養育費とは、こどもを監護、教育するのに必要な費用

一般的に言えば、未成熟の子が自立するまでに要する費用ということになります。

未成熟の子とは、成人に達しているかどうかでなく、子自身が自分で稼いでおらず、経済的・社会的に自立していない子のことをいいます。したがって、18歳未満であっても就職して自立している子は未成熟の子でなく、18歳であっても学生などの場合は、未成熟の子として養育費の対象となることがあります。

◆養育費の支払いは、親としての当然の義務

未成年のこどもがいる夫婦が離婚した場合には、父母のどちらかを親権者と定めて離婚届を出す必要があります。

親権者は、こどもの利益のために監護・教育すべきことが決まっています。生活上の世話や教育をすることになります。こどもの財産を管理し、こどもの法律行為を有効なものとするために同意を行うこともあります。

一方、親権者とならなかった親は、親権者ではないことを理由に、こどもの養育に関して責任を逃れることはできません。親権者とならなかった親も、こどもの親であることには変わりなく、親としてこどもを養う責任を分担しなければなりません。

◆養育費の取り決めの内容は書面で行いましょう

養育費の額、支払い方法、養育費を支払う期間等について、できるだけ具体的に、明確に記載したうえで、父母が署名捺印するなどして、後々取り決めの内容について争いが生じないようにすることが大切です。

取り決めに記載した書面は、**公正証書**にしておくことをお勧めします。

公正証書を作成する目的は、金銭の約束が守られなかった場合に裁判を起さなくても「強制執行」できることです。（→公正証書に強制執行認諾約款（支払いがされない場合強制執行されても異議はありませんといった約束）が付いていれば強制執行が可能。）

※強制執行・・・支払い義務者の預貯金、給与等を差し押さえること

また、養育費に関して夫婦の話し合いで決まらない場合は、家庭裁判所に「養育費請求の調停」を申し立てることができます。調停で解決できなければ審判に移ります。調停調書や審判調書が作成されますが、債務名義になるので強制執行ができるようになります。

前橋公証人合同役場 （前橋市本町一丁目3-6） ☎027-223-8277

※養育費に関する公正調書等作成に係る本人負担費用を補助します。（16ページ参照）

◆養育費の保証会社について

公正証書等で取り決めた養育費を確実に受け取るために、民間の養育費の保証会社を利用するという選択肢もあります。養育費の保証会社とは、養育費が未払いとなった場合に、養育費の立て替えを行ってくれるサービスを提供している会社です。保証会社が介入することで、親権者からもう一方の親に対して直接催促することなく、養育費を受け取れます。ただし、このサービスを利用するためには保証料の負担や相手方との合意、契約に関する条件等があります。

養育費の保証会社を利用する場合はメリットとデメリットの両面を踏まえて検討しましょう。

※養育費に関する保証契約を締結した際の初回保証料を補助します。（17ページ参照）

婚姻費用

一般的に言えば、婚姻費用とは夫婦と未成熟の子がその収入や財産などに応じて、日常生活を営む上で必要な生活費のことで、衣食住に係る費用やこどもの養育費（生活費・学費など）、医療費などがあります。婚姻費用は民法第760条の規定により、その費用を夫婦で分担し合うことが義務づけられています。それは夫婦が別居していたとしても、夫婦間の婚姻関係が続いている限りその義務は継続されます。

※養育費については、前述のとおりです。

◆婚姻費用分担請求とは

別居している夫婦の間で、前述した婚姻費用が支払われないような場合に、相手方に請求することです。なお、同居中でも状況次第では請求することは可能です。

◆請求する場合はお早めに

婚姻費用の支払い義務は「請求したとき」から認められるというのが一般的な考え方なので、別居後に婚姻費用を払ってもらえない場合は、早めに婚姻費用分担請求の手続きを行うことをお勧めします。

婚姻費用分担の終わりは、相手方と「離婚するまで」、あるいは「再び同居するようになるまで」とすることが一般的です。

◆手続きについて

当事者間で話し合いがまとまる場合は、公正証書の作成が可能です。公正証書の作成方法等につきましては、前述の公証人合同役場にご相談ください。

また、当事者間での話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所においてこれを定めるための調停または審判の申立を行うことが可能です。その場合は、相手側の住民票のある地域の家庭裁判所、もしくは双方で合意した家庭裁判所が申立先となりますので、詳しくは各家庭裁判所にご相談ください。

戸籍と姓の問題

離婚が成立すると結婚によって姓を変えた人は、今の戸籍から除籍されます。

こどもは、親が離婚しても今の戸籍に残ります。結婚によって姓を変えた人は結婚前の戸籍に戻るか、新しい戸籍をつくるかを選ぶことになります。

一つの戸籍には、夫婦（親）とこどもの二世帯しか入れません。そのため、結婚前の戸籍に戻る場合、自分のこどもまでは入れません。また、一つの戸籍には違う姓の人も入れません。

(自分で新しい戸籍をつくる場合)

- ・ 結婚前の姓を名乗るか
- ・ 結婚後の姓をそのまま使用するか選べます。

→結婚後の姓を名乗る場合、離婚届と同時、または離婚後3か月以内に婚氏続称の届出をします。届出をすると原則として、結婚前の姓に戻ることはできません。

※こどもを自分の戸籍に入籍させたい場合は、「子の氏の変更許可申立書」を家庭裁判所に提出します。許可がおりたら「許可の審判書」が出るので、それとともにこどもの入籍届を市町村の窓口に出します。

離婚を考えている方へ

離婚時に取り決めておいた方がよいこと等について、法務省及びこども家庭庁が作成したパンフレット、動画等を以下に掲載します。

離婚

【法務省ホームページより】

離婚を考えている方へ～
離婚をするときに考えて
おくべきこと～



「リコンの時に知ってお
きたい大切なこと」
(動画)



離婚届チェック欄（面会
交流・養育費）の解説
(動画)



パンフレット「こどもの養
育に関する合意書作成の
手引きと Q&A」



「養育費バーチャル
ガイダンス2021」
(動画)



【こども家庭庁ホームページより】

シングルマザー・シングルファザーの暮らし応援サイト
「あなたの支え」

